

「健寿御前日記」私註(二)

本位田重美

以下は、「日本文芸研究」第十四巻四号に掲載した私註の続稿である。前稿の体裁に倣って、ここでも、初めに日本古典全書本「健寿御前日記」の本文と註とを掲げ、後に卑見を述べることにする。

法住寺殿の中御所なかごしよにおはしまししをりは、七月七日の御幸ごかうなどは、西一の御鞆おんまりの壺つぼよりありしかば、公卿くぎやうみな列れちに立ちなどしたれど、この若き人々は、はしへ見かへりて、几帳きぢやうのほころびより見ることもせず、ただ、もとのやうにてぞ居たりし。御堂ごだうの御所ごしよを道にて、つばねより参りしかど、百日の御念佛おんねんぶつの僧そうなど、道場だうぢやうの方かたへ、いまひとま歩みよりてみず。ひさしより通りて入るべしとてありし。西向さいかうにぞ居し。(二五三ページ)

註 ○女院が法住寺殿の中御所に住みなされ、そこで七夕祭を行はれるので、上皇がそれへ御幸あそばす時のこと。(一) 上皇が西の御鞆の壺から中御所へお通りになるので、公卿が壺に堵列した。それは見事な有様であったが。(二) 女院に仕へる若い女房たち。(三) 定められた席に行儀よく坐つてゐて、外方に目をやり、几帳のほころびからのぞき見をしたりはしない。(四) 以下別事と思はれるが、脱文あるか。前後の接続不詳。御堂の御所は法住寺殿境内の建物。

この段を正しく理解するためには、法住寺殿の中の殿舎の配置について、まず調べておかなければならない。そうして、それは同時に、日記全体の理解のためにも、役立つところが多いはずである。ところで、法住寺殿に関する従来の研究では、奈良国立文化財研究所学報第十一冊「院の御所と御堂——院家建築の研究——」がもっとも詳しいと思われるので、今はこれに若干の私見を加えつつ述べてゆきたいと思う。

法住寺殿は、言うまでもなく後白河院の院御所で、河東七条坊門から八条坊門に至る十町にあまる地域を占めていた。この広大な地域は、七条末の東西の通りによって、二つの区劃に分かたれる。北の部分は法住寺北殿、あるいは七条殿と呼ばれ、嘉応・承安以後は建春門院の御所となっていた。その西限は、だいたい今の花見小路あたりかと思われるが、小路に近いあたりに馬場があり、また西寄り七条末の通りに面して棧敷があった。七条殿の殿舎としては御所内の東寄りに上御所・下御所があり、後には馬場のあたりに新御所が建てられていたようである。また、承安三年四月十二日に火災で焼失した萱⁽¹⁾の御所は、東南の角にあった。

七条末の南の地域は、さらに東西二つの区劃に分かたれる。その西の区劃は蓮華王院、すなわち三十三間堂であり、東の区劃は、法住寺殿南殿で、ここが後白河院の常の御所であった。狹義に、特にこの南殿をさして法住寺殿といわれるゆえんである。なお、蓮華王院と南殿との間には南北に通じる大路があり、それはさらに七条末の通りと交叉して七条殿の中を貫いていたようで、この部分はおそらく七条殿の通路に使われていたものと想像される。広義の法住寺殿には、外に南殿から池を隔てて西南方に最勝光院があり、また東南山麓には今熊野社、東方山中には新日吉社があったが、ここには直接の関係がないので、説明を省略する。

次に、狹義の法住寺殿、すなわち南殿について述べる。南殿の西面には門が二つあった。北門と南の四足門とである。四足門が正門であった。門を入れて最初の建物が西の対代で、そこから西の釣殿に通ずる廊が南に延びている。

西の対代の東には寢殿があり、さらにその東には小寢殿といわれる御殿があった。それは、安元御賀記に
寢殿のたつみのすみ二間、東の小寢殿四間に、女院の御方の打出あり。

とあるのでわかるように、相隣り合つて見渡されるものであった。ところが、ここで問題になるのは、日記の第二十
七段に

朝颯行幸の日は、法住寺殿の寢殿、内の御方のしつらひありて、ひんがしの二むね、寢殿のひんがしのつまかけ
て、女院の御方なり。

という記事であつて、この「ひんがしの二むね」というのは何であろうか。「寢殿のひんがしのつまかけて」とある
からには、それが寢殿の東面に続く建物であることはいうまでもないけれども、「東の小寢殿」と同じものとは考え
るわけにゆかない。小寢殿というかぎり、建物の様式上二棟になつてゐると思われなしいし、ましてや、小寢殿とさ
らにその東に続く建物との二棟をさすわけでもないであらう。それでは、内の御方に比べて女院の御方が広すぎるの
である。

二棟という語は、日記の第四段に「七条殿のふたむねにつづきたる寢殿の、北の廂の西のはしなり」とあり、また
第三十四段「萱の御所の火」のところにみえる。

それ（親宗の弁）をさきに立てて、西の二棟さまへおはします。灯をばごばんの上におきて、御太刀、御守のは
こもちてまゐる。二棟のさうじのもとに、堀川殿、くれなるのはひのきぬの、わたぬきたるに、青きひとへば
かま、もとのが少しなえたりけるうへに、いま一つ着かさねたりけり。

「二棟のさうじのもと」とあるから、それは当然、二つの建物という意味ではなく、「二棟」といわれる一つの建築様
式であつたと思われる。これで、七条殿にも法住寺殿にも二棟と称せられる建物(2)のあつたことがわかるのであるが、

さらに最勝光院にも二棟があったようで、玉葉の承安五年四月二十七日の条に

仍昇自中門外方、參二棟廊南面簀子。

と見えている。これについては前述の「院の御所と御堂」にも解説されているが、子午廊ともいわれ、供養の時には寢殿にも擬せられたという。二棟廊・子午廊など、廊という名で呼ばれているところをみると、廊様式の建物であったのであろう。とすれば、この法住寺の二棟も廊を二つ並べたような様式の建物で、兵範記の嘉応元年六月十七日、後白河院の御落飾の記事の中に「上皇自東廊御所、渡御西面御所」とある、その「東廊御所」もこの二棟をさすのではないかと思われるのである。さて、「東の二棟」の位置であるが、安元御賀の時、女院の打出が寢殿の裏のすみと東の小寢殿四間に出されたということは、庭上から見た場合、寢殿と小寢殿との間には障碍となるような建物のなかったことを意味する。そうすれば、二棟は、この二つの寢殿を結ぶ透廊の北側に建てられていたと見る外はないと思う。なお、玉葉の当日の条に

直參_二内御方_一、以_二寢殿北面_一為_二朝餉_一、以_二西二棟廊_一為_二御休息所_一、朝餉行幸之時、以_二西対代_一為_二其所_一、今件屋依_二為_二中宮御所_一也。

とあり、西二棟廊という名が見える。これは、西の対代と寢殿との間にあったと考えられるから、法住寺南殿には、寢殿を中心に、小寢殿との間の透廊の北側に東の二棟、西の対代との間の透廊の北側に西の二棟がそれぞれ対称に建てられていたことになる。

小寢殿の東には、当時の建築様式からいって、西の対代に対する東の対代があったであろう。そうしてその東に、西向の御所があったと思われる。西向という名は、当然建物が西面していたことを意味する。たぶん、山裾に接近している地形の関係で南面の建物をすえる余裕がなかったか、あるいは池に面するように特に西向に建てられたか、どちらかであったのであろう。日記によれば、建春門院が法住寺殿におなりになった節は、ここを御座所または女房の

局とされていたようであるが、実はこの西向の御所は本来御饑法堂であつて、後白河院の御落飾の儀もここで行なわれたのであつた。兵範記の嘉応元年六月十七日の条に「於法住寺御所御饑法堂、有其儀」とあり、またその場所は、前に引用したとおり「上皇自東廊御所、渡御西面御所」とあるので、西向御所すなわち御饑法堂であることがわかるのである。

ところで、法住寺御所には小御堂と称せられる建物があつた。玉葉の安元二年三月四日、院の五十の御賀の記事の中に、東の小御堂を守覚法親王の御休所にしたとある。「院の御所と御堂」では、これを西向の御所に擬しているが、初めに掲げた日記の記事に、西向の御所を局としていた作者が、女院の御座所に参るとき、御堂の御所を道にしたとあるところから推して考えると、小御堂はむしろ前述の東の対代を当てるべきではないかと思われるのである。

ここで、もう一つ考えておきたいのは釣殿のことである。法住寺殿には釣殿が三つあつたらしい。西の釣殿については前述したが、安元御賀記を見ると、さらに

寝殿のすのこより中の釣殿に行きて船にのる。

とあり、また

又仰せられてはいはく、院のみまやにたまへ。その後ひんがしの釣殿の馬道より引きいでて、みまや舎人に給はずとも見える。つまり、西の釣殿のほかに中の釣殿・ひんがしの釣殿があつたわけである。これらの釣殿には、それぞれこれに通ずる廊があつたはずであるが、中の釣殿の廊は、小御堂の東寄りから南に通じていたのであろうと思われる。玉葉の安元の御賀、第二日めの記事の中に、前掲の「寝殿のすのこより中の釣殿に行きて船にのる」にあたるところが次のように記してある。

余内府以下歴寝殿南面(略註)及東小寝殿上西門院御所廊等、於中釣殿乗船、其釣殿東面有船寄然而依、無二便宜一於

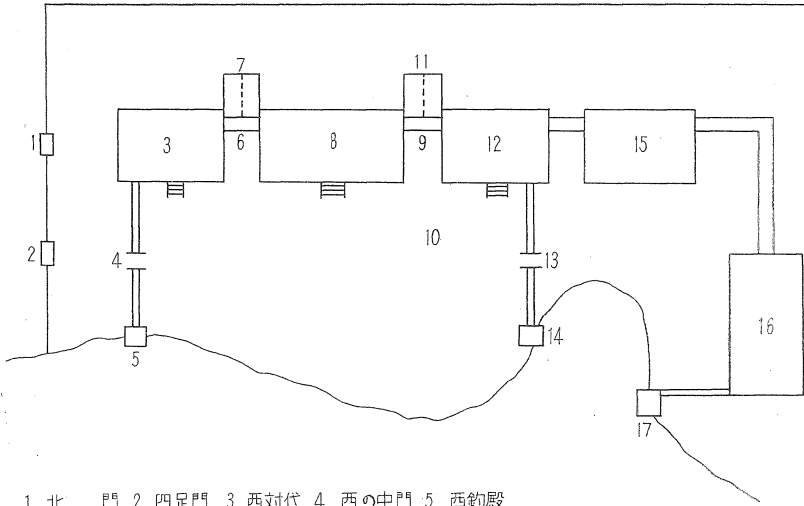
これによると、中の釣殿に至るには、寢殿の南面から小寢殿の上西門院の御座所の廊などを経てゆかねばならなかったという。安元御賀記によると、西の対代の南二間東四間が中宮、寢殿の東南二間から小寢殿四間には建春門院、釣殿の北の廊には上西門院、というように中宮や女院方の打出があった。従って、小寢殿には西寄りに建春門院方、その東に上西門院の御座所があったわけであるが、そこからも寢殿の南庭の諸行事が見えたはずであるから、中の釣殿の廊はその東寄り、つまり小寢殿の御階の東寄りあたりから南にのびていたと考えられるのである。なお、この釣殿の廊にも当然中門があったであろう。寢殿を中心に対称形に建物が配置されている以上、西の中門に対して東の中門がなければならぬからである。さらに、右の引用文の割注によって、この釣殿は東面が船寄せになっていたことがわかるから、池はこのあたりで北の方に入りこんでいたと考えなければならぬであろう。

次に、東の釣殿については、池が小御堂の前あたりで入りこんでいたとすれば、その位置は中の釣殿の東対岸、それも、同じく玉葉に

今日女院半物四人、中宮半物二人、并雜仕等、在東釣殿見物、其装束尽善尽美。

とあるところからすれば、東の釣殿から南庭のようすが見える位置になければならぬわけである。とすれば、その位置は、中の釣殿に正対するのではなく、もっと南寄りであったはずである。そうすると、この釣殿に通ずる廊は、どうしても西向の御所から出ていなければならぬことになる。おそらく、西向の御所の南端あたりから西方に釣殿の廊が突き出ており、それもあまり長くはなくて、中門などもなかったのであらうと思われる。

法住寺南殿内の建物の配置はだいたい以上のとおりであったと思われるが、それでは日記の本文にある「法住寺殿の中御所」は、右のうちのどこにあたるのか。おもな建物五つの中央といえは、小寢殿であるから、これは当然小寢殿と見るほかはない。また、そう見てはじめて、以下の文を矛盾なく解くことができるのである。建春門院が七条殿か



- 1 北門 2 四足門 3 西対代 4 西の中門 5 西釣殿
 6 透廊 7 西二棟 8 寢殿 9 透廊 10 御鞠臺
 11 東二棟 12 小寢殿 13 東中門 14 中・釣殿 15 小御堂
 16 西向御所 17 東釣殿

法住寺南殿殿舎配置推定図

ら南殿においてになり、御滞在中、ここで七夕祭を遊ばされたのであるが、節日の御臨幸なので、上皇は廊伝いではなく、寢殿から南庭におでましになり、公卿列立の前を正式の御幸の態で小寢殿の御階より御臨席になったのである。西の御鞠の壺の位置は正確にはわからないけれども、寢殿と小寢殿との間の、たぶん建物寄りにあったのであろう。安元御賀の第二日めに蹴鞠の行なわれたのもここであった。蹴鞠の行なわれる場所は「かかり」と呼ばれるが、その良・巽・坤・乾の四角には、桜・柳・楓・松の植えてあるのが通例であった。このように木で囲まれた一区劃であるため、壺とも称せられたのである。「より」は「を」通つて」の意である。

さて、このような正式の御臨幸であるため、お迎え申しあげる女院方でも、もちろん女房たちは正装して打出をしていたはずであるが、常々きびしい女院のしつけを受けているので、若い女房たちも首を外の方に向けて、几帳のほころびよりのぞき見ることをせずじ

と坐っていた、というのである。言うまでもないことであるが、娯楽のすくなかった当時であつては、正装した公卿の列立の前をお通りになるといふような晴の儀は、そういつも拝見できるわけではないので、若い女房などにとつては、ことに心をときめかせるに足る見物であつたのである。

右はきびしい女院の御膳とそれを厳重に守る女房たちの姿について述べたものであるが、次の「御堂の御所を道にて」以下は、その、もう一つの例をあげたものである。「西向にぞ居し」は、作者がその当時局していた場所を、建物や通路の關係を明示するために、注釈的に最後に書き添えたものと見られる。すなわち、作者は西向の御所に局をいただいていたので、中御所を御座所として居られた女院のもとへは、御堂の御所すなわち小御堂を通路にして参上しなければならなかつた。ところが、当時小御堂では百日念仏が行なわれていたという。これはおそらく承安元年七月のことで、玉葉の同月十日の条に、「今日、法皇始『百日念仏』給」とあり、さらに同十月二十一日の条に「今日院百日御念仏結願也」と見える、この時の百日念仏をさすのであろう。七夕祭の記事に引き続き記されている点からもそう解してよいと思う。百日念仏といへば、当然多数の念仏僧が伺候していたはずで、女房たちにとってはこれやほり大きな興味の対象であつたのであろうが、もう柱一つ道場の方に寄れば法会のように見えように、廂の間を通路として中御所に入るようにといふ女院のおことばを守つて、道場の方に歩みよることはしなかつた、といふのである。これも女院の御膳の一つであつた。

以上によつて、日記のこの条は、承安元年の秋、女院が法住寺の中御所に御滞在中の出来事について、女院のきびしい御膳をむしろ爽快な思ひ出として書き綴つたものであつて、玉井博士は「脱文あるか、前後の接続不詳」と言われるけれども、一つの主題で統一された同じ時期の記録として間然するところはないと思われる。なお女院は、法皇の百日御念仏の間、七条殿に御臨幸になることができなないので、たぶん六月末か七月初め頃から南殿に御滞在になつ

ていたのではないかと察せられる。

「八條の院へ参りそめたりし年、ひとつにおはします院の御方に、ひたいとて、人くふ犬のさぶらふに、御殿油三おほのあぶらとにまゐりて、はしにおはします御前をたちて、ひきものを出づとて見かへりたれば、くろき犬の、御所四におはしますほど、ちかぢかにまゐりしに、思五ひもあへず立ちかへりて、「あれは、ひたいかや」と、いひけるもおぼえず。よりて見れば、あ六らぬ犬なりしをりこそ、たれも、心はおちぬたりしか。「ひたいならば、いかにせんと思ひて、かへりたるぞ」と、おほせごとありし。(二七一ページ)

註 ○作者が八条院に出仕したのはこの後十年、寿永二年のことであるから、この段は年月の順からいふと、遙かに後にあるはずのものである。解説二〇頁参照。(一) 後白河上皇の御妹。(二) 同じ御殿においでなされた後白河上皇。(三) 八条院が燈火を御簾の外に置かれ御部屋の端へ出ておいでになったとき。(四) 八条院の御座のあたりへ近く歩いて行つたので。(五) むちうで引きかへして。(六) 他の犬であつた、その時こそたれもほつとした。

この記事は、作者が八条院に初めて出仕した寿永二年のことというから、もし日記が年次を追つて記されているのなら、建春門院出仕時代の記事の中に、突如として十年後の八条院出仕時代の記事がまぎれこんで出てくることは異例と言わなければならぬ。しかし、この日記はすべてが年次順に記されているわけではない。ある事件については記すと、その連想(三)によつて、同種の事柄が年次にかかわらず引き続いて記述されるのである。こゝは、前段に萱の御所の火災にあつて周章した作者のことを女院がお笑いになったことが記されており、その連想で、「ひたい」かと思つた作者の狼狽ぶりを八条院が笑われたことを思い出し、併せてここに記載したものと考えられる。

作者が八条院に出仕したのは二十七の春だといふ（一九四ページ）。それは寿永二年のことであつた。この年の十一月十九日には木曾義仲が兵を率いて法住寺殿を襲ひ、御所に放火、法皇は摂政の五条第に難を避けられるという変事があつた。その後十二月になつて法皇は八条院に移られ、爾後翌元暦元年四月十六日に白河の金剛勝院御所を修造して御移徙になるまで、八条院と御同居になつていたことが、玉葉の記事によつて知られる。日記のこの条は、従つて、同年十二月の十日から同年末までの間に起こつた事件ということになる。

「⁽⁴⁾ひたい」といふ犬のことはわからない。ただ玉葉の寿永三年（元暦元年）一月四日の条に、

……定能卿来、……自院預_レ給犬三疋於中將、今日、定能卿相具所_レ来也、事甚奇異云々、然而不_レ能_レ返上、
凡法皇為_レ体始而不_レ可_レ云々。

と見える「犬三疋」の中に「ひたい」もいたのであろう。おそらく「人くふ犬」といふので、女房たちの間に問題が起こり、中將に預けられるということになつたものかと思われる。中將とは兼実の次男良経で、当時十六歳であつた。

次の「御殿油、とにまゐりて、はしにおはします御前をたちて」には問題があると思われる。玉井博士は「燈火を御簾の外に置かれ御部屋の間へ出ておいでになつたとき」と解釈されているが、そうすると「御殿油、とにまゐりて」は「おはします」にかかることになる。燈火をとますことは女官の仕事であるから、「まゐる」といふ語を用いるのは当然のことであるが、それが「おはします」に続くとなると、前後の動作の主体が相違するので、文章に混乱を生じるし、またそのうへ「御前を立ちて」で初めて作者の動作が現われてくることになり、どうもすつきりしない表現と言わざるを得ない。さらにこの事件は、前述したように十二月の中下旬の頃のことであつて、これがもしも春や夏のことなら、燈火を外に置いて端近に居られるということもわかるけれども、冬の夜のこととしては、ちよつと考えにくいのではなからうか。従つて、この「まゐる」はやはり作者の動作を表わすものと考えたい。それにしても、

「まゐりて」の上の「とに」を「外に」と解したのでは、前後関係の不明確さは相変わらず残されることになるので、この点について再考する必要があると思われる。

さて、このあたりで私見を提出することによろう。「とにまゐりて」は、「とりまゐりて」の「り」が撥音便化して「とんにまゐりて」となったものであるが、その撥音の「ン」が、当時の習慣によって表記されなかったのだと解釈したい。音便化した撥音の「ン」が表記されていない例は、この日記の中にも一、二見える。

近習は、青いろは、ひとへの同じなるに、赤いろも、紅に同じさまにきこゆれば、えびぞめの唐衣を着る。(一六〇ページ)

この「同じなるに」は、頭注に「原本『同じなに』とある。今『る』を補ふ」とあるとおり、玉井博士が「る」を補われたものである。しかしこれは、脱落と見なくても、原本のまま「同じなんに」と訓ずれば意味が通ずるのであって、「とにまゐりて」と同じ例だと考えればよいであろう。また、

さまざま、うつりかはる世のありさま、人のこころも、ただ、我がよばかりに、むかしいま、けじめしるかに、かはりはてにけるかなと思ふに、(二一九ページ)

この「むかしいま、けじめしるかに」のところを、玉井博士は「昔と今の変化がはっきり」という注をつけておられる。意味はそれで正しいと思うが、「しるかに」の語性については記されていない。「しるか」という語幹を持つ形容動詞は他に例を見ないから、これを形容動詞の連用形と見ることはむずかしいであろう。とすれば、これもやはり、形容詞の補助活用の連体形に「に」をつけた「しるかに」、その「かに」の「る」が撥音便化した「しるかに」の「ン」が表記されなかったものと解せられるのである。

これらの例を併せ考えるならば、さきの「とにまゐりて」を「とんにまゐりて」と見ることも十分に理由のあるこ

と思われる。以上の私見が認められるなら、ここは、作者が御殿油を取りに参つて、御簾に近いあたりに居られた女院のお側を立て、帳を出ようとしてふりかえったところ、という意味に解せられるであろう。時刻も夜ではなく、おそらく朝になって御前の灯台を取りに参つた時のことかと考えられ、文章の筋もずっと通りやすくなるのである。なお、「ひきもの」については、字鏡集に「帳」を「ひきもの」と訓じてあるので、別に多言の要はあるまいと思う。

「御所におはしますほど、ちかちかとまゐりたりしに」の「御所に」は「御所の」と同じ。この「に」は、近くさぶらふ人々の「御所になる」と告ぐるに、(一三三三ページ)

正月一日は、御所にも、うるはしく、打御衣、御張袴、御上着、御小袿、かさなりたる御衣たてまつる。(一四三ページ)

尼などに、院のおはしますをりは、御格子のほどにおりぬれば、若き人は、つばねにたてこもりてぞねし。(一四五ページ)

御所に、幼くよりいだきおほさせ給ひけるとて、(一六五ページ)

院の御方に、今日吉にこもらせ給ひたるほど、一ところおはしますに、(一六七ページ)

など多くの例に見るように、「におかせられては」「においては」の意である。敬意をもって待遇すべき人を直接さすことは礼を失することになるので、場所をさしてこれにかえるのが、この用法の本来の姿だったのであるが、この日記では必ずしも尊敬表現としてのみ用いられているわけではない。「尼などに」は「尼などにおいては」の意で、作者自身をさしているのである。しかし、これはおそらく作者特有の筆癖で、この時代の一般的用法ではなかつたろうと思われる。

次の「おはしますほど、ちかちかと」は、「ほど」の下に句点が打つてあるが、玉井博士は「ほど」の下に「に」を省略したものと見られたのであろうか。「ほど」は時間、距離、面積などを表わす語であるから、「ほどに」で女院の御側にという意に解することは困難だと思う。それなら、「御あたり」「御かたはら」などと言うべきであろう。私見では、たとえば、

子は 夢 まどらかに 眠りたり。

富士は 青空 高く そびゆ。

前の「夢」と「まどらかに」とは主述の関係で結びつき、これが一団となって「眠りたり」を修飾している、すなわち「夢まどらかに」という状態で眠っているというのである。同様に後の「青空高く」も「青空高し」という主述関係にある文が、独立を失い一団となって「そびゆ」を修飾しているのであって、「青空に高くそびゆ」の意ではない。むしろ「高い青空に」の意に近いと考えた方が当たっているのである。この「おはしますほど、ちかちかと」も同様で、「ほど」と「ちかちかと」とは主述⁽⁵⁾関係にあり、だいたい「いとちかきほどに」という程度の意味だと考えられるのである。

もう一つ句読点の問題について言えば、「あれは、ひたいかやと、言ひけるもおぼえず。」で切つてあるが、これも句点として、下の「よりて見れば」に続けた方がよいのではなからうか。この条で、作者は回想の助動詞にはすべて「し」を用いているのに、「いひける」だけが「ける」になっているのは、その時「あれは、ひたいかや」と叫んだことを自分では全然記憶しておらず、後に人に言われて初めてわかったという気持を表わしたものと解せられるが、それなら、そういう状態で寄つてみると、と続けた方が、ずっとよく筋が通ると思う。

ともかく、「あれは、ひたいかや」という作者の叫びを聞いた時、あたりにいた女房たちはみんなはっとしたこと

であろう。作者もこわさを忘れて、とっさに近づいて見たのであるが、別の犬だったので、一同やれやれと胸をなでおろしたのである。「もしひたいだったら、いったいどうするつもりで引返してきたのだ」と女院は仰せられたけれども、むろん作者は女院を思う一念でどうする、こうするなど考える余裕などなかったのである。萱の御所の火災の時、なりふり構わず女院のお側に駆けよった作者の心と変わることはなかったのである。

註(1) 焼亡した萱の御所は、その後また再建されたのであろう。明月記の治承五年九月二十七日の条に、俊成入道に連れられて、定家が萱の御所に居られた式子内親王の許に参上したよし見える。

(2) 玉葉の承安三年十一月十二日の条によれば、高倉天皇の内裏とされていた閑院にも二棟があったようである。当時流行の建築様式であったのであろう。

(3) 拙稿「建春門院中納言日記の成立と主題」(『国文学』第十卷十四号)参照。

(4) 「ひたい」は「額」であろうか。「ひたい」と見誤られるような黒い犬が外にいたというから、この二疋の犬は額のあたりで毛色で区別されていたのであろう。「ひたい」の方が、たぶん額に白か茶の斑があったのではあるまいか。

(5) 「ちかちか」とは形容動詞ではないから、主述関係は成り立たないという反論もあるかと思うが、たとえば、「威風堂々と行進する」などの「威風」と「堂々と」も、本来はやはり主述関係と見られる。「堂々と」は口語では形容動詞としての活用をそなえていないけれども、語性としては形容動詞的機能(単独で述語となりうる機能)をそなえていると見られるのである。

(追記) 前稿の私註(一)で、「五月五日、七月七日などやうのひひ」との御はな(一三二ページ)の「二疋の御はな」を春秋二季の季祿をさすものかという私見を提出しておいたが、これは法住寺で行なわれた御供華会をさすものらしい。玉葉の承安元年五月十一日の条に、「自今今日院被_レ始_レ供花、毎年之勤、五九月有_レ此事云々、僧俗勤_レ読経一如恒云々と見え、例年五月九月に院の御供華会の行なわれたことがわかる。梁塵秘抄口伝集に「九月に法住寺にて花をまるらせし時」「東山の法住寺に五月供花のころ、花まるらすとて」「五月花のころ」など法住寺の供華会のことが見えるし、また有房集の中にも「院の御はなのついでに」という詞書がある。七条殿に居られた建春門院もこの法会には当然供花をなさったはずで、その時は番、非番にかかわらず女房たちはすべて参列したであろう。右訂正しておく。